

八幡市の中小企業・商店街等の皆様のための

商工業活性化補助金

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることにより、市民の日常生活の利便性向上、また、活力ある地域経済・地域社会を目指すため、事業者等の商工業振興にかかる取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 八幡で買おう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：20万円
※商店街活性化イベントは補助限度額：30万円
※1事業者あたり2事業まで

3事業者以上が共同で実施する集客イベントやセール等の販売促進事業に対して、補助します。

【補助対象者】

商工団体等、市内中小企業者（3事業者以上が共同で実施する場合）

2. 八幡を広めよう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：国内20万円、国外40万円
※1事業者あたり2事業まで

技術・商品等、自社のPRや販路拡大等を目的とした展示会等への出展費用に対して、補助します。

【補助対象者】

市内中小企業者

3. 八幡を整えよう応援事業

補助率 2/3 以内 補助限度額：400万円
※補助限度額は府補助金と市補助金の合計額
※1事業者あたり1事業まで

京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金（商店街にぎわい施設・設備整備事業）の対象となる商店街等の施設・設備の整備費用に対して、補助します。

【補助対象者】

商店街等、市内商店街団体等

4. 八幡で始めよう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：10万円
※特定創業者の場合は補助限度額10万円上乗せ
※市内の商業地域、近隣商業地域、商店街での創業の場合は家賃を対象経費として、補助限度額10万円を上乗せ
※1事業者あたり1事業まで

市内での創業する際にかかった経費に対して、補助します。
(家賃への補助は対象地域の限定があります。)

【補助対象者】

市内で、創業、第二創業に取り組む事業者

※ただし、八幡市商工会に加入する必要があります。

※第二創業とは「事業承継を契機として既存事業以外の新事業を開始すること」としています。

5. 八幡で作ろう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：30万円
※1事業者あたり1事業まで

ヤワタカラ又は八幡市ふるさと納税返礼品の登録申請を目的とした特産品の開発経費に対して、補助します。

【補助対象者】

市内中小企業者

商工業活性化補助制度における対象経費

1. 八幡で買おう応援事業（1事業者あたり2事業まで）

来客の増加が図られ地域の賑わい創出に寄与する事業に係る経費

- 例：○集客のためのイベント（七夕、ハロウィン、クリスマス）
○大売り出しセール ○スタンプラリー、ウォークラリー
○朝市、夜市、地産地消イベント
○広告宣伝費 ○設営費 ○景品代 ○レンタル代
○パフォーマー代 ○キッチンカー委託料 等
※ただし、物販等に関する仕入れ費は対象外

2. 八幡を広めよう応援事業（1事業者あたり2事業まで）

展示会への出展に係る各種経費

- 例：○出展料 ○装飾費 ○広告宣伝費 ○梱包運搬費
○旅費 ○通訳費（国外出展のみ） 等

3. 八幡を整えよう応援事業（1事業者あたり1事業まで）

京都府 商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象となる事業に係る経費

- 例：○街灯 ○アーケード ○公衆無線LAN ○看板
○防犯カメラの整備 等

4. 八幡で始めよう応援事業（1事業者あたり1事業まで）

①市内での創業又は第二創業に係る経費（事業継承に係る経費を含む。以下同じ。）のうち、家賃を除くもの

- 例：○広告宣伝費 ○コンサル費用 ○マーケティング調査費
○専門用具の購入費 ○HP作成費 等

②市内での創業又は第二創業に係る経費のうち、家賃

対象地域：市内の商業地域、近隣商業地域のほか商店街等に限る

5. 八幡で作ろう応援事業（1事業者あたり1事業まで）

ヤワタカラ認定又は八幡市ふるさと納税返礼品を目的とした新たな特産品の開発経費

- 例：○原材料 ○設備費 ○マーケティング調査費

ヤワタカラ専用HP：<https://yawatacolor.city.yawata.kyoto.jp/application>



ふるさと納税返礼品協力事業者募集HP：<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000007715.html>



主な対象外経費

手数料：銀行等への振込手数料、代引き手数料、道路使用許可等の申請に係る手数料 等

備品：汎用性の高い備品（車両、パソコン、プリンター、カメラ、エアコン（自宅創業の場合のみ）など補助目的以外の他の機会でも使用できるもの）の購入に係る経費、レンタルにより事業実施可能な備品（テント、音響機材、プロジェクターなど）の購入に係る経費 等

その他：人件費（経常的なもののみ）、飲食に係る経費（会議での利用含む）、著作権・意匠登録等権利の取得に係る経費、経常的な団体運営に要する経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費との区分ができない経費を含む） 等

上記以外で公金で補助することが不適切と考えられる経費等

申請期間

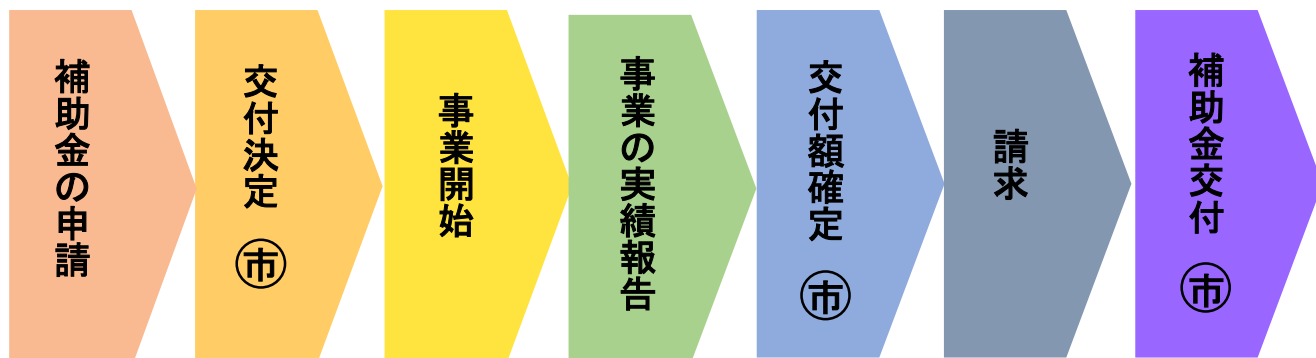
令和8年7月1日(水)9時から令和8年8月31日(月)16時30分までに八幡市役所 商工観光課(4階 ④番窓口)へご持参ください。

申請書式等は市HPよりダウンロード又は商工観光課窓口で配布しております。
※例年から様式を一部変更しておりますので、必ず新様式をダウンロード等して使用してください。

市HP : <https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000010383.html>



交付の流れ



※交付決定を待たず事業実施の必要性が生じた場合は、事前着手届の提出が必要です
※交付決定後、申請事業内容に変更があった場合は、交付変更申請書の提出が必要です。

交付決定・実績報告

補助金申請後、市において申請内容の評価・審査の上、採択の可否を文書にて通知いたします。(9月下旬目処)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、申請された金額を下回る額で交付決定することがあります。

※実績報告は、次ページの提出書類を参考にして、事業完了後1ヵ月後までに提出してください。ただし、3月1日以降に事業完了する場合は、3月末日までに提出してください。

その他 京都府の補助金

- 京都府補助金情報Web <https://shindan-kyoto.com/shien-navi/>
- 商店街創生センター <https://syoutengai-c.com/>

提出書類

○交付申請時

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) (3)の費用の根拠がわかる書類
※あれば提出してください。
- (5) 申請者が法人又は団体である場合は、規約、定款、会則又はこれらに準ずる書類
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

○追加書類

- 2 八幡を広めよう応援事業
(1) 展示会等のチラシ
(2) 市税情報確認承諾書
- 3 八幡を整えよう応援事業を申請の場合
(1) 事業実施に係る見積書、計画図及び導入設備の内容が確認できるもの
(2) 事業実施場所の位置図及び現況写真
(3) 事業実施に当たり、法律上の許可が必要な場合はその写し
- 4 八幡で始めよう応援事業
(1) 市税等情報確認承諾書
※市外在住(法人所在地含む)の方はお住いの市町村で市府民税等の未納がない旨の証明書を上記に代えて提出してください。
- 5 八幡で作ろう応援事業
(1) 市税等情報確認承諾書

○実績報告時

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 事業実施内容が分かる写真
- (6) その他市長が必要と認めるもの

○追加書類

- 3 八幡を整えよう応援事業を申請の場合
(1) 補助事業に係る工事の明細書又は請求書
- 4 八幡で始めよう応援事業を申請の場合
(1) 個人事業主は税務署へ提出した開業届(写し)、法人は登記事項証明書
- 5 八幡で作ろう応援事業
(1) ヤワタカラ又はふるさと納税返礼品申請商品の写真
(2) ヤワタカラ認定申請書類又は八幡市ふるさと納税返礼品登録申請書類の写し

審査評価基準

次の基準により総合的に評価します。

- ①目的、成果目標
・目的設定に至った背景や動機の妥当性 ・成果目標の具体性
- ②取組内容
・補助事業の計画内容や手法、スケジュールの具体性
- ③取組に関する体制
・補助事業実施のための体制(財務状況、人材、技術等)の妥当性
- ④地域への波及、発展性
・地域経済や賑わい創出へ効果的な波及の可能性
※前年同様のイベントは、効果について、明確な説明があること
・補助事業が地域課題の解決に資するようなモデルに発展する可能性
- ⑤費用対効果
・補助事業の費用対効果の妥当性

※京都府「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言企業」、「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」制度導入企業である場合、上記基準を踏まえつつ、優先採択することとします。

申請・問合せ窓口

八幡市役所 建設産業部 産業振興室 商工観光課 TEL: 075-983-2853